

兵庫県教育情報ネットワークシステムの運営及び管理に関する細則

平成 13 年 4 月 1 日制定

平成 14 年 1 月 21 日改正

平成 20 年 6 月 2 日改正

(ID及びパスワード)

第1条 システム管理者は、統括管理者が利用を承認した組織（以下「承認組織」という。）に対してID及びパスワードを発行できる。

2 発行できるIDは、次のとおりとする。

- (1) 団体ID（承認組織に対するID）
- (2) 職名ID（承認組織に属する職名に対するID）
- (3) 分掌ID（承認組織に属する部、学年、学科、部活動などの分掌に対するID）
- (4) 個人ID（承認組織に属する教職員に対するID）

(ID及びパスワードの発行)

第2条 管理責任者は、団体ID、分掌ID、教職員の個人IDの発行を希望するとき、ID発行申請書（様式第1号）により、システム管理者に申請するものとする。

- (1) 1つの承認組織に対して発行できる団体ID及びパスワードは1組とする。
- (2) 個々の分掌、教職員に対して発行できるID及びパスワードは1組とする。
- (3) 兵庫県内の市町組合教育委員会が所管する学校等（以下「学校等」という。）からの申請は、当該市町組合教育委員会を経由することとする。

2 職名ID及びパスワードの発行は、団体IDと一括して発行できる。

3 児童生徒の個人ID及びパスワードは、システム管理者が承認し、指定したシステムにおいて各学校の長が発行できる。

4 システム管理者は、研究又は業務目的のID及びパスワードを発行できる。

(教職員の異動等)

第3条 管理責任者は、所属教職員の異動があったとき又は既発行のIDが不要となったとき、異動届（様式第2号）により、すみやかにシステム管理者に届け出るものとする。

2 管理責任者は、ネットワーク管理者の異動があったとき、ネットワーク管理者変更届（様式第3号）により、すみやかにシステム管理者に届け出るものとする。

(ID及びパスワードの取消し)

第4条 システム管理者は、次の場合にID及びパスワードを取消すことができる。

- (1) 異動届により、管理責任者がIDの取消しを申請したとき。
- (2) 承認組織がネットワークの利用を中止したとき。
- (3) 組織、分掌又は職が無くなったとき。
- (4) 教職員が退職又は休職したとき。
- (5) ID利用者が兵庫県教育情報ネットワーク運営管理要綱（以下「要綱」という。）、本細則又は利用目的に反したとき。

(団体ID)

第5条 団体IDは承認組織を代表するIDであり、そのIDとパスワードは管理責任者がこれを管理する。

2 団体ID取得者のネットワーク利用内容は、次のとおりとする。

- (1) ネットワークへの参加
- (2) 学校等のホームページの開設及びその下で発信する各種情報の掲載
- (3) WWWサービス上に発信されている各種情報の閲覧
- (4) 電子メールの送受信
- (5) その他、ネットワークが提供するサービス

(職名ID及び分掌ID)

第6条 職名IDとパスワードは、その職名を有する者がこれを管理し、分掌IDとパスワードは、その分掌の責任者がこれを管理する。

2 職名ID及び分掌IDの管理者は、このIDを当該職の職務のために使用すること。

3 職名ID及び分掌IDの管理者は、ID及びパスワードの管理を十分な注意を払って行うこと。

4 分掌IDの管理者は、分掌IDが不要となったとき、すみやかに管理責任者に申し出ること。

5 職名ID及び分掌ID利用者のネットワーク利用内容は、次のとおりとする。

- (1) ネットワークへの参加
- (2) WWWサービス上に発信されている各種情報の閲覧
- (3) 電子メールの送受信
- (4) その他、ネットワークが提供するサービス

(個人ID)

第7条 個人IDとパスワードは、個人IDを付与された者がこれを管理する。

2 個人ID及びパスワードの管理者は、個人ID及びパスワードの管理を十分な注意を払って行うこと。

3 個人ID及びパスワードの管理者は、個人IDが不要となったとき、すみやかに管理責任者に申し出ること。

4 個人ID取得者のネットワーク利用内容は、次のとおりとする。

- (1) ネットワークへの参加
- (2) WWWサービス上に発信されている各種情報の閲覧
- (3) 電子メールの送受信
- (4) その他、ネットワークが提供するサービス

(IDの調査)

第8条 システム管理者は、登録用データベースとの整合を図るために、必要に応じて、発行済みIDを調査することができる。

(ホームページ)

第9条 団体ID取得者には、ネットワークのWWWサーバにホームページ開設の権限を与える。

2 管理責任者は、ホームページをインターネットからアクセス可能にするとき、ホームページ公開申請書(様式第4号)により、システム管理者に申請するものとする。

3 学校等が前項の申請をするとき、当該市町組合教育委員会を経由することとする。

4 管理責任者は、著作権の尊重と個人情報の保護に十分に留意し、適切に取り扱わなければならない。

5 システム管理者は、適切な利用又はセキュリティに問題があるとき、管理責任者に対して改善を求めることができる。

6 前項に該当するとき、システム管理者は、管理責任者の承認なしにホームページを閉鎖することができる。

(各種サービス)

第10条 管理責任者は、サービス利用申請書(様式第5号)により、システム管理者に申請し、承認を得ることによって、次のサービスを利用することができる。

(1) ブログの開設

(2) グループウェア

(3) メールマガジンの発行

(4) メールリングリスト

(5) メールサブドメイン

(6) テレビ会議システム

(7) 映像・音声情報の送信

(8) 学校独自開発Webアプリケーション

2 前項のサービスの利用に際し、要綱、本細則及び利用目的を児童生徒、教職員等の利用者に周知徹底していること。

3 管理責任者は、前第1項のサービスが不要となったとき、サービス利用停止届(様式第6号)により、すみやかにシステム管理者に届け出るものとする。

4 前第1項のサービスの利用が、要綱、本細則又は利用目的に反するとき、システム管理者は、管理責任者に対してサービスの利用承認を取り消すことができる。

5 システム管理者は、研究又は業務目的で、前第1項のサービスを利用することができる。

6 システム管理者は、前第1項のサービスの利用状況について調査することができる。

(ネットワーク利用の中止)

第11条 管理責任者は、ネットワークの利用を中止するとき、ネットワーク利用中止届(様式第7号)により、すみやかにシステム管理者に届け出るものとする。

(管理責任者の責務)

第12条 管理責任者は、その承認組織へ発行されたすべてのIDを監督する。

(研修)

第 13 条 システム管理者は、ネットワークの健全な運用及び管理のために以下の技術的な研修を実施することができる。

- (1) 管理責任者の研修
- (2) ネットワーク管理者の研修
(手続き)

第 14 条 申請及び届出の手続きは、郵送又は持参によるものとする。

2 前項に係わらず、利用を承認された県教育委員会事務局各課室、各地方機関、各教育機関及び各県立学校は、各課室、各地方機関及び教育機関においては「*-ad」の、各県立学校においては「*-pr」のそれぞれの職名 ID を用いて、電子メールで手続きすることができる。

3 前項のとき、電子メール本文に電子メール施行の書式（様式第 1 号から様式第 7 号に準じた様式）を用い、次のメールアドレスに対して行うものとする。

kanri@hyogo-c.ed.jp

(その他)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、ネットワークの運営管理に必要な事項は、システム管理者が別に定める。